

令和元年 7 月 1 9 日

文化審議会答申（文化財保存活用地域計画の認定）

平成 3 1 年 4 月 1 日に施行された改正文化財保護法では、地域における文化財の保存及び活用を総合的かつ計画的に行うことができるよう、文化財保存活用地域計画制度が創設されたところです。

この度、7 月 1 9 日に開催された文化審議会文化財分科会において、6 件の文化財保存活用地域計画の認定について、文化庁長官に答申がありましたのでお知らせいたします。

なお、今回の文化財保存活用地域計画の認定は、改正法施行後の初めての認定となります。

●答申内容

文化財保存活用地域計画の認定

- ・牛久市（茨城県）
- ・富士吉田市（山梨県）
- ・松本市（長野県）
- ・王寺町（奈良県）
- ・益田市（島根県）
- ・平戸市（長崎県）

<担当>文化庁文化資源活用課

課長	伊藤 史恵（内線 2 8 5 9）
課長補佐	菊地 史晃（内線 4 8 8 8）
企画係長	手嶋 一了（内線 2 8 6 2）

電話：0 3－5 2 5 3－4 1 1 1（代表）

0 3－6 7 3 4－2 8 6 4（直通）

各地方公共団体において作成された文化財保存活用地域計画の概要

○牛久市文化財保存活用地域計画

牛久市においては、未指定文化財の価値の把握、文化財の防災対策、文化財を活用した地域振興・観光振興や文化財の継続的な保存活用体制の構築等が課題となっている。

このため、未指定文化財に関する調査を行い、その結果を踏まえた文化財の価値の周知を行うほか、牛久市内の関係機関、地域住民、研究機関や民間団体などの関係者が連携して、関連する行政計画とも連動した文化財の防災対策等の方策を講じるとともに、来訪者の誘客の拠点となるような観光拠点の整備やシャトーカミヤ旧醸造場施設（重要文化財）活用事業などの取組を通して、市内の文化財の保存及び活用を推進することとしている。

○富士吉田市文化財保存活用地域計画

富士吉田市は、富士山信仰のまちとして栄えた歴史文化を有しているが、御師住宅などの文化財について指定・未指定を問わず保存・継承を行いつつ、歴史文化及び文化財を活かした地域づくりを行っていくことが課題となっている。

このため、御師ゆかりの文化財の着実な保存・活用事業を推進するほか、地域の博物館を拠点にした各種の保存・活用事業やまちあるきツアーの実施などにより地域の歴史文化に対する愛着を醸成していくことで、市内の文化財の保存及び活用を推進することとしている。

○松本市文化財保存活用地域計画

松本市においては、文化財の担い手の確保、文化財を核とした更なるまちづくり・地域づくりの推進が課題となっている。

このため、まちなみの景観を保全するための未指定文化財の保存に関する措置を講じるほか、文化財の担い手の育成を図りつつ、文化財を着実に保存・活用し、まちづくりなどとも連携して地域の魅力を増進させられるよう、地域住民が主体となって保存・活用する文化財群を「まつもと文化遺産」として認定することなどを通して、市内の文化財の保存及び活用を推進することとしている。

○王寺町文化財保存活用地域計画

王寺町は、聖徳太子ゆかりの文化財が多く存在するが、住民の地域に対する愛着や文化財に対する関心が十分ではないことが課題となっている。

このため、文化財を積極的に活用することで、町の文化財を発信し、住民の愛着や関心を生むとともに、産業発展に繋げるため、達磨寺をはじめとした文化財プロモーション、説明板・サイン表示、体感イベント造成などの受入環境を整備することで町内外の住民交流を促進しつつ、住民全体が防災・防犯体制や文化財の見守り活動に関わることで文化財の保存を図り、町の文化財の保存及び活用を推進することとしている。

○益田市文化財保存活用地域計画

益田市においては、旧石器時代、古墳時代、中世の各時代の文化財が豊富に残存しているにもかかわらず、研究者や専門家の専門分野が偏っており特定の分野が調査不足となっているほか、文化遺産の活用が個々にとどまっているため来訪者の滞在時間が短いことが課題となっている。

このため、価値づけが足りない文化財の調査を地域住民・関係機関等と連携して実施することとしているほか、パッケージ化した地域内の文化財を巡る周遊ルートの整備や民間主体と連携したプロジェクトを推進することで、市内の文化財の保存及び活用を推進することとしている。

○平戸市文化財保存活用地域計画

平戸市においては、古くは日本最古級といわれる旧石器類が発見された入口遺跡が残存しているほか、遣隋使・遣唐使の玄関口や南蛮文化・キリスト教伝来の地として賑わいを見せた歴史文化を有するが、文化財を地域社会総がかりで保存する体制の整備や文化財の活用による地域活性化が課題となっている。

このため、地域住民・来訪者・文化財関係者により文化財を守る仕組みによる文化財保存体制の強化を行うほか、重要文化的景観の整備や新たな観光コンテンツ開発を契機とした歴史文化の理解促進方策などの取組により、市内の文化財の保存及び活用を推進することとしている。